

企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針  
公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」  
（平成22年3月18日公表）

2. コメント募集期間

平成22年3月18日～平成22年5月31日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び  
企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」  
（平成24年5月17日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL06	新世紀企業年金フォーラム
CL07	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL09	企業年金連合会
CL10	社団法人 信託協会
CL11	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL12	社団法人 日本証券アナリスト協会
CL13	社団法人 日本年金数理人会・日本アクチュアリー会
CL14	あずさ監査法人 監査実務従事グループ
CL15	新日本有限責任監査法人 品質管理本部 業務監理部門
CL16	全国銀行協会
CL17	社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL18	日本公認会計士協会
CL19	あらた監査法人 品質管理部 アカウンティング・サポートグループ
CL20	企業年金連絡協議会
CL21	有限責任監査法人トーマツ 年金会計サービスライングループ

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	渡邊勇二	野村証券 年金業務部
CL02	横田昌彦	
CL03	佐々木秀和	公認会計士
CL04	小島寛司	年金数理人
CL05	佐野邦明	
CL08	大山義広	年金数理人
CL22	青木雄二	公認会計士

## 5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

「コメントの概要」には、文章表現のみに関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>総論</b>		
1) 基本的な方向性について賛成	本公開草案は、論点整理に寄せられたコメント及び国際的な動向を踏まえて、現時点で見直し可能な部分を最大限取り入れようとするものであり、基本的な方向性については賛成する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
2) ステップ 1 の方向性には賛成するが、作業計画全体について見直すべき	国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るべく、ASBJ のステップ 1 の方向性には賛同する。しかし、短期間に複数回の基準改正となれば、作成者にとっての負担が大きいため、ASBJ のステップ 1 の適用時期を含め、作業計画全体について、見直しが必要と考える。	コメントを踏まえて検討した結果、①貸借対照表が積立状況を示すようになることや注記事項を拡充することなどによって、財務諸表利用者の理解可能性を高め、透明性の向上による財務報告の改善を早期に図ることになる観点や、②貸借対照表上の取扱いは IASB における退職給付会計の見直しと整合的であり、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直しと併せてコンバージェンスを図る観点から、本公開草案を最終基準化することとした（会計基準第 49 項）。
3) ステップ 1 及びステップ 2 を一括して検討すべき	本公開草案にもとづくステップ 1 の変更後、ごく短期間でステップ 2 の変更を行うことが不可避と思われ、このような事態は市場関係者に混乱をもたらすため、極力回避すべきである。	
4) 拙速な進め方に反対	欧州における時価会計を巡る動き、今年 2 月の米国証券取引委員会（SEC）の声明等を鑑みると、国際的な会計基準における見直しの議論に合わせて、退職給付に関する会計基準の見直しを我が国において拙速に進めることに反対である。	
5) 会計基準の変更は慎重に検討すべき	ステップ 1 とステップ 2 に分けることにより頻繁な会計基準の変更が生じ、利害関係者に過重な負担を強いることのないよう、配慮すべきと考える。そのため、国際財務報告基準とのコンバージェンスに基づく改正、会計基準作成時の「当時の論拠が現在でも有効であるかなどの調査」に基づく改正以外の視点からの会計基準の変更は慎重に検討すべきである。	
6) 公開草案の確定時期及び適用時期につ	給付算定式に従う方法を補正する場合の昇給の考慮等について、国際財務報告基準においても改訂が予定されるなど流動的であるため、本公開草案の確定時期及び適用時期については、再検討の余地がある。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
いては、再検討の余地がある。		
7) 個別財務諸表への適用は慎重に検討すべき	退職給付会計の改正に伴い、税法、会社法、確定企業年金法等の関連法規制との調整が必要であり、個別財務諸表にも適用すべきかについては慎重な議論が必要である。個別財務諸表への適用については、現在各関係者によって議論されている検討状況を踏まえつつ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、未認識負債の発生時一括計上等の項目ごとに慎重に検討すべきである。	本会計基準の個別財務諸表への適用に関しては、時間をかけて慎重に検討を重ねた結果、公開草案の内容を一部修正した。具体的には、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては様々な意見が聞かれ、市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、今後議論を継続することとし、現時点における対応としては、当面の間、従来の取扱いを継続することとした（会計基準第 39 項、第 48 項及び第 86 項から第 89 項）。
<b>未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法</b>		
<b>貸借対照表上での取扱い</b>		
8) 即時認識に賛成	積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債（又は資産）として貸借対照表に計上することは、より忠実な表現に資すると考えられるため賛成する。 「数理計算上の差異」を、その他の包括利益に計上し、貸借対照表で即時認識する案は、企業分析にとっての改善であり、高く評価する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
9) ステップ 1 での即時認識に反対	積立状況を示す額を貸借対照表上で即時認識する取扱いについて反対する。IASB における IAS 第 19 号の見直しの結果が出てから、結論を出すべきである。	コメント 2)～6)への対応に記載のとおり、貸借対照表が積立状況を示すようになることによって、財務諸表利用者の理解可能性を高め、透明性の向上による財務報告の改善を早期に図ることになり、また、貸借対照表上の取扱いはIASBにおける退職給付会計の見直しと整合的であるため、本公開草案を最終基準化することとした。
10) 即時認識に反対	積立状況を示す額を貸借対照表において即時認識する前提として退職給付債務が貸借対照表日における実態を反映し、公正に測定されるものとなっていることが不可欠である。現行の予測単位積増方式に基づく退職給付債務については、昇給を加味することの是非やキャッシュバランスプランの取扱いなどを含め、わが国のみならず国際的にも様々な問題が指摘されている。これらの根本的な課題を解決せずに負債の即時認識を先行させることは時期尚早であり、財務諸表が企業の実態を反映しなくなるため反対である。	
11) 配当可能	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で貸借対照表の	会社法上の分配可能額への影響は、基本

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
利益との調整について	純資産の部で認識する場合、企業によっては会社法上の配当可能利益の算出に大きな影響を与えることが予想される。従って、会社法上の配当可能利益の考え方との調整を事前に図った上で議論を進めて頂きたい。	的には個別財務諸表における問題であると考えられるが、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては、当面の間、従来 of 取扱いを継続することとした（コメント7への対応を参照）。
12) 適用初年度の未認識項目の純資産の部での認識について	〔設例3〕2(1)において、適用初年度の即時認識に係る未認識項目の純資産の部での認識は、「その他の包括利益を通さず、直接、その他の包括利益累計額に計上される」とされているが、「退職給付に係る調整額」勘定が、包括利益計算書においても使用されることから、包括利益計算書の損益として取り扱うとの誤解を与える恐れがあるため、この点を明確にすべきである。	コメントを踏まえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額は、「退職給付に係る調整累計額」等の適当な科目をもって計上すると修正した（会計基準第27項）。
13) 未認識数理計算上の差異について	今回の提案が適用されれば、「数理計算上の差異」は貸借対照表上で即時認識されることとなるため、「未認識数理計算上の差異」は「数理計算上の差異」へ、また、「未認識過去勤務費用」は「過去勤務費用」へ修正すべきである。	会計基準第11項に記載のとおり、「未認識数理計算上の差異」とは、数理計算上の差異のうち、当期純利益を構成する項目として費用処理されていないものをいうとしており、検討の結果、原案どおりとした。未認識過去勤務費用（会計基準第12項）についても同様に原案どおりとした。
<b>損益計算書及び包括利益計算書上での取扱い</b>		
14) 公開草案の処理方法に賛成	数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分をその他の包括利益に含めて計上することについては消極的に賛成する。但し、退職給付費用の取扱いについては国際的な議論の場においても検討中であること等から、現時点においては数理計算上の差異及び過去勤務費用に係る費用処理方法を見直さないことに賛成する。 数理計算上の差異について、組替調整をする案を支持する。 数理計算上の差異について、短期のコンバージェンス対応であるという位置づけの中での組替調整を行う案に賛成する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
15) 組替調整を行わない案を支持	未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用について、貸借対照表は即時認識、損益計算書は遅延認識で、その差は資本の部で調整するといった財務諸表内での異なる取扱いは分かりにくい。	数理計算上の差異及び過去勤務費用に係る費用処理方法については、今回の見直しの対象外である。
16) 数理計算上	数理計算上の差異の処理に関して償却期間が企業によって大きく異なることで企業間	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
の差異の組替調整の提案	比較等が困難となる点に対処するため、組替調整額の開示及び組替調整の具体的なトリガーの採用を検討して頂きたい。	
<b>退職給付債務及び勤務費用の計算方法</b>		
<b>退職給付見込額の期間帰属方法の見直し</b>		
17) 選択適用に賛成	<p>退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準と給付算定式に従う方法の選択適用を認めている点について、賛成する。</p> <p>なお、給付算定式に将来の給与に関連する部分（例えば、給付算定式が「退職時の給与×支給倍率」となっている場合の「退職時の給与」の部分）が含まれている場合、給付算定式に従う方法の適用にあたって、当該部分をどの様に取り扱うべきかをより明確にした方が望ましいため、会計基準又は適用指針にその取扱いを記載するべきと考える。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準と給付算定式に従う方法の選択適用を認めている点について賛成する。</p> <p>我が国の退職給付制度が多様であることを踏まえると、期間定額基準は適用性において優れており、給付算定式に従う方法と期間定額基準の選択適用が認められたことを強く支持する。</p>	本公開草案の方向性を支持する意見である。
18) 将来的にも期間定額基準が認められるべき	我が国の実情に見合った期間定額基準が盛り込まれている点に賛同する。将来的にも期間定額基準が認められるべきと考える。	
19) 期間定額基準の採用は限定的とすべき	国際財務報告基準とのコンバージェンスの観点等から、給付算定式に従う方法を採用すべきと考える。ただし、期間定額基準によった場合と給付算定式によった場合の退職給付債務の計算結果に重要な差異がない場合には、期間定額基準も認める余地はあるものとする。	期間定額基準が最適とはいえない状況があったとしてもこれを一律に否定するまでの根拠はないことなどから、検討の結果、原案どおりとした（会計基準第60項から第63項）。
20) 期間定額基準を廃止すべき	国際的な会計基準での取扱い等を踏まえて「給付算定式に従う方法」を認めるという公開草案の提案に賛成する。しかし、「期間定額基準」が現行の国際的な会計基準で認められていない上、この点についての国際的な会計基準の見直しも当面予定されていないことから、「期間定額基準」の選択を引き続き認めるべきではないと考える。	
21) 後加重の考え方を具体的に記載すべ	給付算定式に従う方法を選択した場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が、初期より著しく高い水準となる場合について、実務対応に混乱を招いたり、あるいは企業毎の個々の事情に基づく判断結果が比較可能性を損ねたりすることを防ぐ	給付算定式に従う給付が著しく後加重であるかどうかの考え方を特定することは、国際的な会計基準との整合性が図れないお

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
き	為にも、適用指針の中に、何らかのガイドライン、乃至数値基準を明示することをご検討頂きたい。	それがあると考えられたため、検討の結果、原案どおりとした（適用指針第 75 項）。実務上は、個々の事情を踏まえて検討を行う必要があると考えられる。
22) 将来の昇給による影響を含めないとする理由の記載	給付算定式に従う方法を補正する場合の基準となる期間について、将来の昇給による影響を含めないとする理由を明記することが必要と考える。	
23) 給付算定式に従う方法を明確とすべき	「給付算定式に従う方法」は基準及び適用指針の公開草案を読む限り、具体的な内容が分かりにくいいため、内容を明記すべきである。さらに、ある一定年齢を超えると退職給付の増額が極端に少なくなるか、全然なくなり、提供される労働のサービスの質はそれに比例して減少しないケースにおいて、「給付算定式に従う方法」では当該期間の期間帰属費用（勤務費用）の負担が極端に少なくなることになるが、はたしてそれで良いか。このような状況の場合、「勤務期間定額基準」の方が期間帰属の方法としては優れているのではないか。	本会計基準及び本適用指針で説明している給付算定式基準や、その内容についての理解を深めるために示された[設例 2]退職給付見込額の期間帰属方法（給付算定式基準の考え方）について、より具体的な記載によって国際的な会計基準における考え方との整合性が図れないおそれもあり得ると考えられるため、検討の結果、原案どおりとした。
24) 給付算定式に従う方法の設例を掲載すべき	期間定額基準の設例と同様の前提により給付算定式に従う方法についても設例を載せ、財務諸表利用者の理解の促進を図るべきと考える。	
25) [設例 2]の退職給付見込額について	[設例 2]のグラフの縦軸に関して、「退職給付見込額」は、「予想退職時期ごとに、従業員に支給されると見込まれる退職給付額に退職率及び死亡率を加味して見積る（適用指針案第 7 項）」とされているため、「退職時給付額」と改めるべきである。	本公開草案において[設例 2]で示されていたグラフは、検討の結果、削除した。
<b>割引率の見直し</b>		
26) 公開草案に賛成	退職給付債務の計算に用いる割引率については、比較可能性が高まると考えられるため公開草案に賛成する。但し、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来的には議論すべきと考える。 割引率に関して、「単一の加重平均割引率」を使用することを認める点について、賛成する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
27) IAS19 と同様にすべき	「単一の加重平均割引率を適用すること」は、原則以外の方法ではなく、「割引率に給付の見込期間を反映させる」ことを達成するため、しばしば採用されている実務的な方法であることを、IAS19 と同様に記載すべきである。	コメントを踏まえ、「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない」と修正し、また、「当該

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	IAS19 では、割引率について原則的な考え方を示しているものの、原則的な方法は特定せず、原則的な考え方を達成する実務を例示しているというものであり、日本基準もそのような建付けとしてはどうかと考える。その場合、単一の加重平均割引率の使用は、会計基準によって近似が認められているとの位置付にはならないことになる。	割引率としては、例えば、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が含まれる」と修正した（適用指針第 24 項）。
28) 複数の割引率の使用を原則とする記載について	複数の割引率の使用を原則と記載する必要はなく、給付見込支払日までの期間を反映すべきとの記載にとどめるべきである。	
29) 具体的に記載すべき	割引率について、「給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる」（適用指針案第 24 項）とされているが、詳細が書かれておらず解釈が困難であるため、具体的に記載して頂きたい。また、この改正により割引計算の手続きが煩雑化し、過度な実務負担とならないようご配慮願いたい。	割引率の算定方法については、実務上様々な方法が考えられるが、具体的な記載によって国際的な会計基準における考え方との整合性が図れないおそれもあり得ると考えられるため、検討の結果、原案どおりとした。
30) 割引率に関する設例を追加すべき	割引率の原則的な取扱い（イールドカーブによる割引率を用いた計算）に基づく例を掲載すべきである。	
31) 決算発表に懸念	公開草案は IAS19 の基準に沿う形に改定する案になっており、また、明らかに公開草案の方が現在の日本基準より合理性が高いが、計算は大変複雑である。また、期末のイールドカーブの情報は、期末を過ぎないと得られない。そうすると複雑な退職給付債務の計算が決算発表に間に合わない懸念が生じる。	例えば、単一の加重平均割引率を使用する場合に、事前に計算をした割引率のみ異なる複数の計算結果に基づく二点補正のような合理的な補正方法によって、期末の割引率による退職給付債務の計算結果を求めることもできるものと考えられる（適用指針第 97 項）。
32) イールドカーブの設定について	イールドカーブの設定に当たっては、市場の個々の債券の利回りをもとに、スポットレートを推定することによって得られるイールドカーブを使用する方法が標準的と考えられる。適用指針案第 94 項の、「なお、期末における長期の債券等の利回り情報は、長期の国債の利回りのほか、例えば、日本証券業協会から公表されている「格付けマトリックス表」等から入手できる。」というなお書きがあることで、スポットレートの推定をせず、生の市場利回りを用いても良いと誤解されることが考えられるため、なお書きを削除するか、誤解を防ぐ表現を加えてはどうかと考える。	コメントを踏まえ、「なお、期末における長期の債券等の利回り情報は、長期の国債の利回りのほか、例えば、日本証券業協会から公表されている「格付けマトリクス表」等から入手できる。」を削除した（適用指針第 95 項）。



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
33) 資料3との関係について	<p>単一の加重平均割引率を使用した場合に、適用指針案【資料3】「期末において割引率の変更を必要としない範囲」が引続き使用可能であるか、確認したい。また、引続き使用することができない場合には、実務対応上の観点から、当表に代わる新たな表や目安を示して頂きたい。なお、【資料3】については、市場状況を踏まえた見直しを行う必要があると考える。</p> <p>理由： 割引率の考え方が変更されている一方で、【資料3】が存置されているが、単一の加重平均割引率を使用する場合に、当表を引続き使用できるか必ずしも明確ではなく当表では、期首割引率が2.0%～7.0%の範囲しか例示されていない。</p>	<p>本公開草案において資料と付して掲載されていた【資料3】「期末において割引率の変更を必要としない範囲」及び【資料6】「割引率に関する合理的な補正計算方法（例示）」は、「退職給付会計に係る実務基準」（日本アクチュアリー会・日本年金数理人会）の一部を抜粋したものであったことを踏まえ、検討の結果、最終基準においては引き継いでいない（適用指針第72項）。</p>
34) 資料6との関係について	<p>資料6は、今回の公開草案に示された割引率の設定方法のもとでは、実効性がないケースが少なからずあるものと想定される。当会は、資料6のもととなっている当会の実務基準の該当部分について検討する予定なので、その旨を考慮した表現に修正いただきたい。</p>	
<b>その他の計算基礎</b>		
35) 予想昇給率について公開草案に賛成	<p>予想昇給率の見直しについて、「確実に見込まれる」昇給等だけを考慮するよりも合理的と考えられるため賛成する。</p>	<p>本公開草案の方向性を支持する意見である。</p>
36) 予想される昇給率等について	<p>「退職給付の変動要因には予想される昇給等」の「予想される昇給」以外の「等」にどのような内容が含まれるか明確に記述することが必要である。</p>	<p>会計基準(注5)は、従来の「退職給付に係る会計基準注解」の取扱いを引き継いだものであるため、検討の結果、原案どおりとした。</p>
37) ベースアップの取扱いについて	<p>我が国におけるベースアップはその時々々の経済情勢等の下で労使交渉の中で決定されるものであり、「合理的に推定して算定できる予想昇給率」（適用指針案第28項）に勘案できるものではないため、ベースアップの実務上の取扱いについて、現行の取扱いからの変更はない点を明確化いただきたい。</p>	<p>合理的に見込まれる退職給付の変動要因については、従来の「確実に見込まれる昇給等」から、「予想される昇給等」（会計基準(注5)）を考慮するよう変更されたことから、ベースアップについて、仮に合理的に推定して算定できるならば、それを予想昇給率に反映することとなる（適用指針第28項及び第99項）。</p>
38) 長期期待	<p>長期期待運用収益率の考え方の明確化については、期待運用収益率の設定がより適切に</p>	<p>本公開草案の方向性を支持する意見であ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
運用収益率について公開草案に賛成	行われることとなると考えられるため賛成する。 期待運用収益率は、具体的なポートフォリオに裏付けられた数値であり、この使用を継続する提案に賛成する。	る。
39) 短期の収益率と考えてきた場合の取扱いについて	期待運用収益率の考え方の明確化の観点から長期期待運用収益率と明記するのであれば、これまで期待運用収益率を短期の収益率と考えてきた企業の取扱いを明確にすべきである。	長期期待運用収益率の算定にあたって、退職給付の支払に充てられるまでの期間にわたる期待に基づくことを明らかにしたのは従来の考え方を改めるものではなく、取扱いの明確化にすぎないため、会計方針の変更には該当しない（適用指針第 98 項）。
40) 期待運用収益のコンバージェンスについて	期待運用収益の取扱いについては、IASB の最新提案内容と異なっている。退職給付会計は適用が非常に難しい会計基準であり、連・単で異なる計算方法を採用しなければならない場合、実務に多大な負担が発生することが想定される。従い、今後 IASB の方針が確定した際には、数理計算上の差異の取扱いの論点と併せ、コンバージェンスに向けた検討をお願いしたい。	今回の見直しの対象外である。
<b>開示の拡充</b>		
41) 公開草案に賛成	開示の充実については、財務諸表の有用性の向上やコンバージェンスに資すると考えられるため賛成する。 開示項目の充実については、それによって有用な情報が得られると考えるため、高く評価する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
42) 開示を更に充実すべき	年金資産の内訳開示に関して、為替変動に伴うボラティリティの分析に役立つ詳細な開示を強制することを検討頂きたい。	コメントを踏まえ、確定給付制度の開示（注記事項）については公開草案をベースに、コスト・ベネフィットの観点から情報の有用性や実務負担等を勘案した結果、最終基準においては公開草案の内容を一部修正した（適用指針第 53 項から第 60 項）。
43) 開示の拡充は慎重に検討すべき	財務諸表利用者にとっての有用性と作成者・監査人の負担の両面を踏まえたコスト・ベネフィットの検証が必要であり、注記の拡充については慎重に検討すべきである。	
44) 実務負担に配慮し簡素化すべき	退職給付に係る注記項目について、実務上の負荷軽減に配慮し、極力簡素化することを許容するようご検討願いたい。特に、年金資産の内訳（適用指針案第 59 項(1)）については、重要性を勘案するとともに、財務諸表作成者に過度の負荷がかからないよう配慮願いたい。また、IFRS では現在開示が要求されていない将来の給付額見込みに係る開示については、是非見直して頂きたい。 簡便法を採用している場合の注記（適用指針案第 63 項）がわかりにくいいため、表現方	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	法を工夫頂きたい。	
45) 割引率の変更時の注記について	明瞭性と比較可能性を高めるため、割引率に変更があった場合には、利息費用の算定及び退職給付債務の算定に使用した割引率をそれぞれ区分して記載することを求めた方が望ましいと考える。	
46) 割引率の注記について	「割引率の算定方法」の記述が必要と考える。また、重要性基準は廃止すべきと考えるが、仮に重要性基準の規定を残す場合には、期首の割引率を採用している場合、採用した割引率と、期末日の割引率を併記することが必要と考える。	
47) 注記の省略について	小規模企業等における簡便法の注記（適用指針案第 63 項(3)「退職給付に係る負債（又は資産）の期首残高と期末残高の調整表」）について、省略を認めるべきである。小規模企業等における簡便法は、そもそも小規模企業を前提としており、原則法の注記と区別して別掲で注記することに有用性がない場合も考えられる。	簡便法により会計処理している連結会社について、連結財務諸表における重要性が乏しい場合には、原則法による注記事項に含めて開示することもできるものと考えられる（適用指針第 117 項）。
48) 重要性の判断指標を明確にすべき	[開示例 1]にて「一時金選択率」が例示されているが、当該記載項目について、重要性の判断指標を明確にしていきたい。 理由： 実際の退職給付計算においては、当該基準に列挙されているものに限らず、多くの計算上の仮定をもとに算定されるものであり、重要性の判断指標を明確にしないと事務対応が混乱することも考えられる。	本公開草案において[開示例 1]で例示していた一時金選択率は、検討の結果、削除した。
49) 外貨換算の影響による増減額の注記について	「外貨換算の影響による増減額」は、為替差損益として数理計算上の差異の内訳項目と誤解されることが考えられるため、当該注記は外貨建て制度に関するものであることを明記してはどうか。	本公開草案において退職給付債務や年金資産の調整表の項目として例示していた「外貨換算の影響による増減額」は、検討の結果、削除した（適用指針第 54 項及び第 55 項）。
50) 外貨換算の定義を明確化すべき	「外貨換算」の定義を明確化いただきたい。	
<b>適用時期等</b>		
51) 1 年延期すべき	適用時期を少なくとも 1 年延期すべきである。企業において、退職給付債務の評価方法を選択するのに相当の時間を要すると考えられることや、退職給付見込み額の期間帰属方法の決定に関しては、我が国の IFRS の強制適用の可否が関わってくると考えられるためである。	左記のコメント等を踏まえて検討した結果、公開草案で提案していた適用時期を見直した（会計基準第 34 項及び第 35 項）。 また、退職給付債務及び勤務費用等の定

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>退職給付見込額の期間帰属方法の見直し及び割引率の見直しについて、その検討に相応の時間がかかると見込まれることから、適用時期を1年程度先延ばしすることが望ましい。</p> <p>IASB の動向も踏まえ、短期的な改訂を繰り返すことのないよう、導入時期等については十分な配慮をお願いする。なお、会計基準案第16項から第21項に関しては、適用時期を少なくとも1年程度は延期して頂きたい。</p>	<p>め（会計基準第16項から第21項及び第28項ただし書き）について、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することが実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる取扱いも設けた（会計基準第35項及び第85項）。</p>
52) 一定の準備期間が必要	<p>適用開始時期については、更なる準備期間（1年以上）が必要と考えられる。</p> <p>理由： 退職給付見込額の期間帰属方法の変更及び割引率設定等は、専門的内容であるため企業が理解するのに相当の時間を要することが想定される。また、我が国の退職給付制度は、欧米の制度に比べてバリエーションが多いことから、退職給付債務の「新しい評価方法」を我が国の制度へ適用するにあたっては、十分な検討を行なう必要がある。さらに、システム改定等が必要となること等から対応に相応の期間が必要である。</p> <p>国際会計基準では2011年前半に第1フェーズの最終基準の公表が、わが国では2012年に国際会計基準を強制適用するかどうかの判断がなされる予定である。このようなスケジュールの中で、今回の会計基準の改定にあたっては、各企業で十分な検討や適切な判断ができるよう、その内容に応じた準備期間を設ける必要がある。</p> <p>退職給付見込額の計算について給付算定式に従う方法を選択した場合、年金数理人との協議を含めて実務対応に負荷がかかることが予想されるため、実務処理に定着が図れるよう十分な準備期間を考慮して頂きたい。</p>	
53) 改正 IAS19 の適用時期に配慮すべき	<p>数理計算上の差異の即時認識について、強制適用時期が2011年4月以後開始する事業年度の末日からと設定されているため、2011年の中頃までの改善完了を予定している国際会計基準（改正IAS19号）の強制適用時期に先行し、国際会計基準を導入している国に先駆けて「即時認識」が強制化される点に懸念がある。</p>	<p>コメント2)～6)への対応に記載した理由により本公開草案を最終基準化することとし、適用時期についてはコメント51)～52)も考慮して検討した結果、公開草案で提案していた適用時期を見直した（会計基準第34項及び第35項）。</p>
54) ステップ2以降に適用すべき	<p>貸借対照表における即時認識について、IAS19号改正公開草案（フェーズ1）は、2011年上期には決着し内容が確定する見込みであり、IASBの公開草案の決着次第で本公開草案（ステップ1）はすぐ見直さなければならなくなるので、IASBの公開草案に合わせ来年度のステップ2を終えてから適用を開始すべきである。</p>	
55) IFRS 強制適用を勘案すべ	<p>退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期について、わが国におけるIFRSを強制適用するかどうかの判断が2012年に行われること及びIAS19号改正（フェーズ1）の</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
き	決着見込みが 2011 年上期であることから、その内容をよく吟味した上でスケジュール化すべきである。我が国の退職給付制度は多様であるため、いきなり給付算定式に移行するには無理がある。実際の各企業における選択は、IFRS の強制適用の有無が重要であり、アドプション議論の進捗度合いを勘案し適用期日を定めるべきである。	
56) 早期適用の取扱いの明確化について	「退職給付債務及び勤務費用の計算方法」とそれ以外で適用時期を分け、それぞれに早期適用を認めているが、前者を早期適用し、それ以外は早期適用しない場合の取扱いが不明瞭である。	退職給付債務及び勤務費用等の定め（会計基準第 16 項から第 21 項及び第 28 項ただし書き）については平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から早期適用し、それ以外については平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することは可能としている。
57) 遡及処理しない点に賛成	本公開草案を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない提案に賛同する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
<b>その他</b>		
58) 過去勤務費用の特別損益表示について	過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などで、その金額が重要である場合には、特別損益として計上することが認められている。この「など」には何が含まれるのかについて明確に記載することが望まれる。 (理由) 特別損益として計上することが認められるのは、退職金規程の改訂等でその原因が、臨時・異常なものであることであると考えられることから、特別損益としての計上は、「数理計算上の差異」に係るものは含まれず、「過去勤務費用」に係るものに限定されると考えるが、数理計算上の差異に係るものも含まれるとの誤解が生じる恐れがある。	会計基準第 28 項の取扱いは、基本的に、従来の「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を引き継いだものであるため、検討の結果、原案どおりとした。
59) 一括費用処理について	数理計算上の差異及び過去勤務費用の一括費用処理は、即時認識か遅延認識かの点において大きく異なる費用処理方法であると考えられるため、会計基準の本文（又は注解）においても一括費用処理が認められる旨を記載すべきである。	コメントで指摘している取扱いは、基本的に、従来の「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を引き継いだものであるため、検討の結果、原案どおりとした（会計基準第 67 項）。
60) 数理計算上の差異に準	適用指針案第 42 項において、過去勤務費用の費用処理方法は、数理計算上の差異の費用処理方法に準じると記載されているが、当期の発生額を翌期から費用処理する方法	コメントを踏まえ、過去勤務費用の費用処理方法については会計基準(注 9)が適用

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
じる扱いについて	(会計基準案注7)が含まれるのか否かが不明確であるため、この点を明示した方が望ましいと考える。	される点を追記した(適用指針第42項)。
61) 退職給付の基本的な考え方について	退職給付は「賃金の後払い」とであると明確に論じている(会計基準案第50項)が、どのような調査結果等に基づいてそのような結論になったのか、根拠を明示することが会計基準改正において必要であると考ええる。	コメントで指摘している取扱いは、従来の「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を引き継いだものであるため、検討の結果、原案どおりとした(会計基準第53項)。
62) 簡便法について公開草案に賛成	小規模な企業における簡便法が引き続き選択適用できる点に賛成する。退職給付債務の算定には多大なコストが発生するため、費用対効果の観点から当該制度を当面維持すべきであると考ええる。	本公開草案の方向性を支持する意見である。
63) 簡便法の適用範囲について	簡便法の容認される小規模企業は人数規模等の明確な数値要件を設けるのではなく、基本的には原則法を用い会社が影響軽微と判断した場合にのみ簡便法の適用を認めることとすべきである。	小規模企業などでは年齢や勤務期間に偏りがあることなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合があり得ると考えられ、費用対効果の観点に基づいた簡便な方法の認容の必要性は、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表後も変わらないと考えられたことから、本会計基準においても簡便法の取扱いの見直しを行わないこととした(会計基準第73項)。
64) 年金資産について	厚生年金基金制度等、企業と従業員の直接の契約が存在しない制度もあることから「企業と従業員との契約(退職金規程等)等」へと修正すべきである。	コメントを踏まえ、修正した(会計基準第7項)。
65) 範囲について	次の理由から、適用指針案第2項は、「なお、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、及び、確定拠出年金制度に含まれる役員部分は、本会計基準の適用対象となる。」と改めてはどうかと考える。 (ア) このなお書きは、会計基準案第3項から解釈できるものであるため、適用指針で記載する場合には、本指針で新たに取扱いを示すものではなく、解説的な記載であることが好ましいこと (イ) 確定拠出年金制度についても適用対象であること (ウ) 適用指針の範囲に関する記載として「計算する」という表現は好ましいとは考	コメントを踏まえ、修正した(適用指針第2項)。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	えられないこと	
66) 年金資産等の計算に用いる合理的な基準について	年金資産等の計算を行うときの合理的な基準として、退職給付債務の比率及び4つの方法が掲載されている（適用指針案第64項）が、そのうち「(4)年金財政計算における資産分割の額」以外は合理的な方法とは言えないと考える。なお、第64項(4)の意味するところは、年金資産が企業単位で個別管理されている場合や、掛金と給付を個別管理し、共同で資産運用した結果の運用収益を元本の比率で配分する場合を指すものであるから、その旨を結論の背景に記載してはどうか。	コメントを踏まえ、年金資産等の計算を行うときの合理的な基準として「年金財政計算における資産分割の額」（適用指針第63項(5)）を新たに設けた説明について修正した（適用指針第119項）。
67) 税制適格年金制度の廃止について	「税制適格年金制度」は平成24年3月31日に廃止される予定であることから、それを踏まえた記載ぶりを検討いただきたい。	コメントを踏まえ、本会計基準及び本適用指針を全体的に修正した。
68) 「確定拠出制度」及び「確定給付制度」の訳語について	「defined contribution plan」及び「defined benefit plan」の訳語については、給付が確定しているという誤解を与えないよう、各々「掛金建制度」及び「給付建制度」とすべきである。	コメントを踏まえ、IFRS財団公認の日本語版「国際財務報告基準（IFRS）2011」（当委員会及び当財団監訳）の内容や、変更による実務への影響等を勘案した結果、従来からの用語の定義や表現などについては、基本的に原案どおり変更しないこととした。
69) 「年金資産」の訳語について	年金資産には、年金法令上の年金資産以外の資産が存在することから、国際会計基準等では、「plan asset」とされていることを踏まえ、「制度資産」としてはどうか。	
70) 早期割増退職金制度への応募について	「従業員が早期退職金制度に応募し、かつ、当該金額が合理的に見積られる時点」（適用指針案第10項）の記載について、募集期間が期末を跨ぐ場合、募集期間の開始時点で総額を見積り計上する必要があるとの解釈が見られるため、「応募」の定義を明確化いただきたい。	
71) 退職給付債務の計算について	会計基準案第16項（退職給付債務の計算）の表現は内容が抽象的である。米国基準及びIAS19に記載されている「将来予測単位積増方式」を想定した実務が動いているにも拘わらず、「将来予測単位積増方式」の表現が見当たらないのはなぜか。よりの確かな表現として「将来予測単位積増方式」の方が優れている。	
72) BS日前のデータ利用について	「貸借対照表日における退職給付債務は、原則として貸借対照表日現在のデータ及び計算基礎を用いて計算する。」（適用指針案第6項）とあるが、実務的に、貸借対照表日現在のデータ及び計算基礎を使用することには困難が伴い、これを原則とするのは違和感がある。かつて米国基準では貸借対照表日と異なる時点で測定された債務額の使用が認められていたが、それに関する規定はなかったことや、現在のIAS第19号において、	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	貸借対照表日現在で詳細に評価することそのものを要求していない。	
73) 退職給付債務と年金資産の純額計上について	「国際的な会計基準においても年金資産を直接貸借対照表に計上せず、退職給付債務からこれを控除することが一般的である（会計基準案第 67 項）。」とされているが、当該取り扱いは将来見直される可能性がある。したがって、今回は「取り扱わないこととする」対応で十分ではないか。	退職給付債務と年金資産の純額計上については、国際的な見直しの議論の中でも検討対象とされていない項目であるため、検討の結果、原案どおりとした（会計基準第 69 項）。
74) 積立型制度と非積立型制度について	退職給付債務について、積立型制度と非積立型制度の内訳を記載するとされている（適用指針案第 56 項）が、明確化するためにも、定義として記載して頂きたい。	非積立型制度は、従来の会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」で使用されている非拠出制度の呼称を置き換えたものであるため、検討の結果、原案どおりとした（適用指針第 56 項）。
75) [設例 3]の前提条件について	<p>以下の理由から、もっと単純な設例を記載してはどうかと考える。</p> <p>（ア）給付算定式に従う方法にはポイント基準が含まれると考えるのが適当とされている（適用指針案第 77 項）ことから、例示されている給付算定式に従う方法がポイント基準であるとも考えられる。設例では、著しく後過重と判断される部分があるとして、当該部分については定額で補正するとあるが、むしろ、ポイント基準が適用できないことを述べるべきと考える。</p> <p>（イ）現行の実務指針では、「ポイントの増加が各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合」にポイント基準を用いることができるとされており、従来ポイント基準を適用していた制度 B について、将来のポイント上昇が確実に生じるか否かの判断は行われていなかったことは当然であり、そのことを理由として将来の昇給の影響が未考慮であったとは必ずしも言えないのではないかと考える。</p>	コメントを踏まえ、[設例 3]を修正した。
76) [設例 5]の給付引上と利息費用計算について	[設例 5]で、利息費用を 540（＝退職給付債務期首残高 13,500×割引率 4.0%）としているが、X3 年 4 月 1 日付で給付水準の引き上げを行っており、これに伴い退職給付債務が 675 増加している。13,500 には 675 が含まれておらず、また、675 は X3 年 4 月 1 日まで割り引かれたものと考えられるため、1 年経過することによる退職給付債務の増加（利息費用）を計算する際に、675 を含めるべきと考えられる。すなわち、利息費用 567（＝退職給付債務期首残高（13,500+675）×割引率 4.0%）、あるいは、675 が X4 年 3 月 31 日現在の退職給付債務の増加額であるとすれば、その旨を明らかにすべきと考える。	コメントを踏まえ、[設例 5-1]を修正した。



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
77) 割引率の算定時点について	利息費用及び退職給付債務を計算する場合の割引率について、当該計算時点での割引率を用いるものと考えられるが、退職給付制度の移行等、期中の退職給付債務に重要な変動があった場合に用いられる割引率についてどの時点のものを用いるか、必ずしも明確になっていないことから、どの時点の割引率を用いて計算するのかを明確にすることが望まれる。	割引率の算定時点については、今回の見直しの対象外である。
78) 代行部分について	<p>代行部分は退職給付会計の枠組みの対象とすべきものでなく、年金資産から最低責任準備金を控除するなどの方法により、企業の財務状態を適正に示すものに早期に変更する必要がある。</p> <p>代行部分の性格は平成 16 年の法令改正によって根本的に見直しがなされており、その内容を吟味することなく従来の考え方を踏襲することは好ましくないため、今回、検討をしていないのであれば、少なくともその旨を明記してはどうか。</p>	代行部分の取扱いについては、今回の見直しの対象外である。なお、コメントを踏まえ、今回は検討対象としていない旨を追記した（会計基準第 64 項）。
79) 年金資産の定義と退職給付信託の要件の関係について	退職給付信託は、実態として、各企業の財務的要請に基づいて設定されることが多いようだが、一方で退職給付の保全状況を改善する効果もあり、その社会的意義も小さくはないものと考えられる。この退職給付信託が会計基準案第 7 項の年金資産の定義を満たす場合には、会計上の年金資産として取り扱うこととなる一方で、適用指針案第 18 項にも「必要」とされる要件が示されており、年金資産の定義との関係が判りづらくなっている。	退職給付信託の取扱いについては、今回の見直しの対象外である。
80) 退職給付信託に関する記載について	<p>退職給付信託に関する記載（適用指針案第 18 項及び第 19 項等）については、記載内容を再度、検討すべきである。</p> <p>退職給付信託において事業主との間で入替えが必要と認められる特別の事由として、買収・合併により年金資産に自己株式が生じるおそれがある場合が例示されているが、現在の会社法においては自己株式の取得を禁止する定めはないことから、入替えが必要か再検討が望まれる。</p> <p>適用指針案第 18 項(1)にある「信託から支払われる退職給付も退職給付制度の枠組みの中にあることが退職金規程等により確認できれば」の「退職金規程等」を、「退職金規程ならびに退職給付信託契約書等」へと変更いただきたい。また、なお書き部分に関して、退職給付信託の上限は制度毎に設定されるため、「制度毎の」を追記することが適当である。</p>	
81) 重要性基準を継続すべ	重要性基準を継続して認めることに賛同する。	重要性基準の取扱いについては、今回の見直しの対象外である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
き		
82) 重要性基準を廃止すべき	割引率に関する重要性基準について、恣意的に採択される危険性等を鑑み、重要性基準を廃止すべきと考える。	
83) 回廊アプローチを導入すべき	<p>重要性基準については退職給付債務の変動による損益の発生を抑えるには有効であるものの、年金資産の変動による損益の発生に対してはその変動を抑制する効果が及ばないため、企業の円滑な資金調達などに影響を及ぼすことから、回廊アプローチを早急に導入すべきである。</p> <p>割引率としては、イールドカーブを用いることを基本的な考え方としており、割引率に関する重要性基準の適用の継続を見直すことが必要となるものと考えられる。そして、重要性基準を見直すのであれば、退職給付債務が割引率変動の影響を直接に受けることになるので、日本企業が、国際基準または米国基準を用いる外国企業と同等の基準のもとで会計処理をするためには、回廊アプローチの導入を検討せざるを得ない。</p>	
84) PL表示を現行IAS19と同じにすべき	退職給付費用を売上原価又は販売費及び一般管理費に計上すると、年金資産の運用成果の変動が大きく影響し、同科目の比較分析が困難となる虞があるため、少なくとも上記のデメリットを避ける選択を可能とするために、現行のIAS第19号と同様とするのが望ましい。	損益計算書における退職給付費用の表示方法については、今回の見直しの対象外である。
85) 営業外損益への表示を認めるべき	退職給付費用のうち利息費用や期待運用収益ならびに数理計算上の差異に係る当期の費用処理額については、市場金利の適用や年金資産の運用など財務活動によるものと考えられる。したがって、これらを営業損益に含めることは、市場等の変動によって営業損益が歪められてしまうことから、営業外損益に含めることを認めるべきである。	
86) 退職給付費用の分解表示を認めるべき	IASBのIAS第19号の修正提案の取扱いと同様に、退職給付費用について勤務費用、財務費用及び再測定への分解表示を強制することで企業分析に有用な情報が得られると考える。	
87) アセット・シーリングを導入しないことに賛成	退職給付に係る資産の上限の考え方を導入しない提案に賛同する。	本公開草案の方向性を支持する意見である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
88) 包括利益会計基準への対応について	企業会計基準委員会が平成 21 年 12 月に公表した「包括利益の表示に関する会計基準(案)」の検討状況に留意いただき、包括利益会計基準が公開草案から修正される方向となった場合には、会計基準(案)へ与える影響も確認いただきたい。	本会計基準は、平成 22 年 6 月に公表された企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」の取扱いを踏まえて対応している。
89) IASB への意見発信について	今後議論されるステップ 2 の内容については、わが国での国際会計基準(IFRS)導入を視野に入れれば、極力 IFRS との基準差を作らないようにするのが望ましいと考えられるため、国際会計基準審議会(IASB)の動向を注視しつつ、日本から主体的な意見発信が出来るよう取り進めて頂きたい。	IASB が今後、IAS 第 19 号「従業員給付」の見直しを議論する場合には、我が国の意見を取りまとめて IASB に適時・適切に伝えていく。
90) IASB への照会事項について	退職給付信託については、わが国独自の制度であることを踏まえ、同制度を活用する企業において、会計基準等の適用にあたり、国際的な会計基準における取扱いとの整合性について疑念が生じる懸念があることから、当該事項に関する ASBJ に設置された IFRS 実務対応グループから IASB スタッフへの照会結果について、会計基準または適用指針の本文もしくは結論の背景に記載し広く関係者に周知することをご検討いただきたい。	退職給付信託に係る IFRS 実務対応グループにおける対応については、「季刊会計基準」第 34 号(2011. 9)に掲載されている「IFRS 実務対応グループの活動～減価償却方法、退職給付信託について～」が参考となる。

以上